

## ○農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく審査基準

特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の伐採その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為及び防災工事の施行について、次のとおり審査基準を定める。

□技術審査基準項目は、一般的基準のほか、開発行為及び防災工事計画の内容によって審査基準を判断する。

### 1. 一般基準

一般審査基準項目
1-1 計画の具体性
□開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかなこと。
① 事業実施の設計方針及び設計図書の工種、工法、規模、数量等の内容が適正であること。
② 許可申請書に添付すべき書類で使用されている数量等の根拠が、各審査項目に適合していること。
③ 事業の実施において、具体的な施工工程が立てられていること。
④ 許可後、遅滞なく許可申請書に基づき事業が実施されると認められ、また、完了後において申請書に基づく土地利用が行われることが確実であること。
1-2 土地権利者の同意
① 土地権利者の同意がなされていること。所有権以外の権利がある場合は、申請行為に対する意見又は同意書が添付されていること。
② 行為にかかる土地の所有権が共有持分がある場合は、3分の2以上の同意を得られていること。
1-3 関係法令等による許認可等
① 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。
1-4 信用及び資力
① 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

### 2. 技術基準

技術審査基準項目
2-1 耐震対策
① 堤体のすべり破壊等に対する安定性が確保されていること。
② 堤体の浸透破壊に対する安定性が確保されていること。
2-2 豪雨対策
① 必要な堤防高さが確保されていること。
② 設計洪水量を流下させるための洪水吐施設となっていること。
2-3 老朽化対策
① 漏水防止の対策が適正であること。
② 断面不足の堤体補修計画が適正であること。
③ 洪水吐や取水設備の改修計画が適正であること。
④ 護岸の整備等による浸食防止対策が適正であること。
⑤ 安全管理施設の改修計画が適正であること。
2-4 廃止工事の確認
① 廃止後のため池に流入する洪水の流下能力の検討が適正であること。
② 必要な下流水路の設置計画が適正であること。
③ 土砂流出防止の措置が適正であること。